

## 四日市ブランド認定要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、四日市市の意欲的な事業者が特にこだわって創作した特産品の中でも、特に消費者から高く評価されると想定される商品を、四日市市公認の地域ブランド（以下、「四日市ブランド」という。）として認定するための各種手続きを定めるものとする。

### (認定の対象)

第2条 四日市ブランドの認定の対象は、原則、四日市市内に主たる事業所を有する法人、個人、団体が製造する商品であり、四日市市内で生産（栽培、飼育又は採取）された原材料を使用した商品又は、四日市市内で製造、加工された商品とする。

### (認定の基準)

第3条 四日市ブランドとして認定するための基準（以下、「認定基準」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

2 認定基準を変更する場合は、四日市ブランド検討会（以下、「検討会」という。）において協議する。

### (認定の申請)

第4条 検討会は、期間を定めて四日市ブランド認定の申請を受け付けるものとする。

2 四日市ブランドの認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 四日市ブランド認定申請書（様式第1号）
- (2) 四日市ブランド認定申請調書（様式第2号）
- (3) 製品規格書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 申請品の写真
- (6) 申請品の現品（提出の時期や個数は、会長が別に定める。）
- (7) 市税完納証明書
- (8) その他審査に必要となる書類等

### (認定の審査)

第5条 検討会の会長（以下、「会長」という。）は、認定審査会（以下、「審査会」という。）を招集し審査を実施する。

- 2 審査は、一次審査として書面審査、二次審査として現品審査を行うものとする。なお、一次審査は事務局が実施し、審査会長の承認を得て審査通過の適否を決定する。
- 3 一次審査の内容は次のとおりとする。
  - (1) 申請書類が不備なく提出されていること。
  - (2) 第2条を満たしていること。また、四日市市外で製造・生産された商品の場合、その理由に妥当性が認められること。
  - (3) 記入漏れ、不明確な記載、不鮮明な写真といった不備がなく、二次審査で審査するために必要な情報が十分に記載されていること。
  - (4) 市税を完納していること。
- 4 二次審査は、現品審査により第3条第1項の認定基準に基づき審査する。審査委員は認定基準に基づき、各々100点満点で採点を行い、全審査委員の採点を集計したものをもとに、合議制で認定の適否を判断する。

(審査結果の通知)

第6条 審査会長は、認定の適否を含めた審査結果を会長に報告する。また、その結果を各申請者に対して四日市ブランド認定審査結果通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(認定及び認定証の交付)

- 第7条 前条の通知において、認定の適格通知を受けた者は、会長が指定する日までに宣誓書(様式第6号)を提出するものとする。
- 2 会長は、宣誓書の提出があった場合は、四日市市の公認を得るため、四日市市長へ依頼する。
  - 3 四日市市からの公認が得られた場合は、認定を決定し、認定証を交付する。

(認定の有効期限及び更新)

- 第8条 認定の有効期限は、認定証を交付した日から、認定証を交付した日の属する年度を1年目とし3年目の3月31日までとする。
- 2 前項に規定する認定の有効期限が満了となる年度において、その翌年度以降も認定の更新を受けようとする認定事業者は、有効期限が満了する年度における指定の期間に四日市ブランド認定更新申請書(様式第7号)を会長に提出するものとする。
  - 3 申請のあった認定更新申請書については、別表2に定める認定更新基準に則り、審査会において更新審査を実施する。会長は、審査会の審査結果報告に基づき、認定更新の適否を決定したときは、各申請者に対してその結果を四日市ブランド認定更新審査結果通知書(様式第8号)により通知するものとする。
  - 4 前項における認定の有効期限は、更新を認めた更新審査結果通知書を交付した日を1

年目とし4年目の3月31日までとする。

(認定内容の変更)

第9条 認定事業者は、次の各号の変更が生じる場合は、四日市ブランド変更認定申請書(様式第9号)により、速やかに会長に提出しなければならない。

- (1) 認定事業者の氏名又は名称又は代表者を変更したとき。
- (2) 認定申請調書及び製品規格書の記載内容に変更(軽微な変更を除く)が生じたとき。

2 会長は、前項による変更認定申請があった場合は、変更内容を精査し、必要に応じて運営委員会を招集し、審議を行うこととし、変更を承認した場合は、当該申請者に対してその結果を四日市ブランド変更認定結果通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(認定の取り消し)

第10条 会長は、認定した商品(以下、「認定品」という。)及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、運営委員会の審議を経て認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
- (2) 申請事項に虚偽の内容が認められたとき。
- (3) 第8条第2項の規定による届出又は第14条の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき。
- (4) 第8条第3項に定める認定更新の審査において、別に定める認定更新基準を満たさなかったとき。
- (5) 認定品の生産、製造又は販売を廃止又は1年以上中止したとき。
- (6) その他、制度の運用に重要な支障をきたす行為があったとき。
- (7) 認定事業者より、四日市ブランド認定取消申出書(様式第11号)の提出があったとき。

(認定事業者の責務)

第11条 認定事業者は、この要領の定めるところを誠実に遵守するとともに、次の各号について留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造又は販売を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、四日市市に対するイメージの向上に繋げるよう努めなければならない。
- (2) 認定品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。
- (3) 第12条の規定による聴取等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

(4) 認定事業者は、認定品の売上高（税抜）の100分の5に相当する額を仲介手数料として、事務局に支払わなければならない。

(業務状況の聴取)

第12条 会長は、認定事業者に対し、認定品に係る業務の状況について、報告を求め、状況聴取、実地調査を行うことができ、また、必要な指示をすることができる。

(認定の表示)

第13条 認定事業者は、認定品が四日市ブランドとして認定を受けたものであることを表示することができる。ただし、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 認定品に関するパッケージは、原則、事務局が指定するデザイン会社が作成したものであるとする。
- (2) デザイン・ロゴの使用に関しては、別に定めるデザインマニュアルを遵守する。
- (3) 商標法等の関係法令を遵守し、自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用してはならない。

2 会長は、認定事業者が、本来の趣旨にそぐわない不適切な表示を行ったと認められる場合において、表示の中止命令又はデザインの使用の承諾を取り消すことができる。

(事故等への対応)

第14条 認定品の品質、流通、販売等において問題が生じたときは、当事者間で協議し解決するものとする。なお、当該問題の内容については、事故報告書（様式第12号）により、速やかに会長に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は、令和6年6月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

審査項目	内容	解説	配点
独自性 ・ 希少性	①「泗水十貨店」のブランドコンセプトと整合している。	新たなニーズの発掘や価値の創造に向けた、特別なこだわりやチャレンジ精神が込められた逸品である。	40
	②類似商品が少ない、または希少性が認められる。	新たなアイデアや工夫を凝らし、他にはない独自性のある商品である。または、原料や製造方法において希少性がある。	
	③生産や製造の過程で、高い技術や独自の工夫が施されている。	熟練の技術や独自の生産方法を活かすなど、他には真似できない高い付加価値を有した商品である。	
優位性 ・ 市場性	④味や見た目、機能性において、他の商品よりも優位性が認められる。	市場のニーズをとらえ、消費者の購入意欲を刺激する商品である。また、購入、使用した消費者が満足できる商品である。	40
	⑤価格設定やターゲット設定に妥当性があり、一定の売上が期待できる。	商品の品質に見合った価格設定である。また、購入する消費者像がイメージでき、一定の売上が見込める。	
	⑥生産・品質の管理体制が整えられ、市場への安定供給が可能である。	将来に渡り、品質や生産量の面で安定供給が可能であるほか、クレームなどに対する管理体制も整備されている。	
将来性	⑦市の歴史、文化、伝統、風土などを活かした商品である。	四日市の歴史や文化に根差した商品である。あるいは、そうした歴史や文化を市内外に広く伝え、後世に残すことが期待できる。	20
	⑧市のイメージ向上や、市の特産品、地場産品の地位向上に貢献できる。	本ブランドの更なる発展に意欲的であり、自社の認定品のみならず、他の認定品への波及効果も期待できる。	

別表2（第8条関係）

内容	解説	配点
①味や見た目、機能性において、他の商品よりも優位性が認められる。	市場のニーズをとらえ、消費者の購入意欲を刺激する商品である。また、購入、使用した消費者が満足できる商品である。	100
②価格設定やターゲット設定に妥当性があり、消費者の支持を得ている。	商品の品質に見合った価格設定である。また、想定するターゲット層からの支持を得ており、一定の売上を記録している。	
③生産・品質の管理体制が整えられ、市場への安定供給が可能である。	将来に渡り、品質や生産量の面で安定供給が可能であるほか、クレームなどに対する管理体制も整備されている。	
④ブランドの趣旨に沿った運営がなされている。	認定品のプロモーションや販売に意欲的に取り組み、ブランドの認知度向上や地場製品の地位向上に貢献している。	